

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係るポピュレーションアプローチ業務委託 プロポーザル募集要領（令和8年度版）

1 案件名称

「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係るポピュレーションアプローチ業務委託」に「（地区名）」を付けたものとする。

2 募集地区

当市が定める日常生活圏域12地区のうち、南城地区を除いた次の11地区とする。

募集地区	
坂下地区	高森台・石尾台地区
藤山台・岩成台地区	高蔵寺地区
松原地区	東部地区
鷹来地区	柏原地区
中部地区	西部地区
味美・知多地区	



3 事業者の選定方法

募集地区に対して、それぞれ公募型プロポーザル方式により、提出された企画提案書等を審査し、優れた提案を行い契約に適していると認められる事業者を選定する。

4 業務内容に関する事項

(1) 業務の目的

高齢者が生涯にわたって健康で、住み慣れた地域で社会とのつながりを保ちつつ、自立した生活ができる期間（健康寿命）を延ばすことができるよう、生活習慣病等の疾病予防・重症化予防とフレイル対策等の介護予防を一体的に実施し、高齢者一人ひとりに対して効果的な支援を行うもの。

(2) 業務内容

当市の健康課題に対応するため、通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーショ

ンアプローチ) (以下「ポピュレーションアプローチ」という。)として、高齢者サロンや商業施設等に医療専門職が出向き、フレイル予防・生活習慣病予防に関して、健康測定会又は健康教育を実施する「フレフレ!フレイル予防教室」を開催し、健診の受診勧奨や保健指導及び普及・啓発を行うことで、地域全体の健康状態の維持を図る。

詳細は「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係るポピュレーションアプローチ業務委託仕様書(案)」(以下「仕様書」という。)に記載のとおりとする。

(3) 業務経費

仕様書における「フレフレ!フレイル予防教室」に掛かる次の経費とする。

- ア 通いの場等の調整や資料作成等に係る事前準備に伴う経費
- イ 教室の開催に伴う経費
- ウ 実施報告書の作成等事後処理に伴う経費

(4) 事業規模(見積上限額)

教室開催見込回数に応じて、次のとおりとする。

(※教室開催見込回数は必ず6回以上とすること。)

教室開催見込回数	見積上限額(税抜)	算定方法	備考
6回	1,500,000円	1回につき 250,000円	その他経費(人件費以外の経費)については、教室開催見込回数に関わらず300,000円を上限とし、見積上限額に含むものとする。
7回	1,750,000円		
8回	2,000,000円		
9回	2,250,000円		
10回	2,500,000円		
11回	2,560,000円	1回につき 60,000円	
12回	2,620,000円		
13回	2,680,000円		
14回	2,740,000円		
15回	2,800,000円		
16回	2,860,000円		
17回	2,920,000円		
18回	2,980,000円		
19回	3,040,000円		
20回	3,100,000円		
21回以上	3,100,000円	増額なし	

(5) 契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(6) 履行場所

当市が定める日常生活圏域における一地区内

(7) 費用分担

受託者が業務を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

(8) 市側から提供する資料、貸与品等

後期高齢者健診受診勧奨チラシ及びフレイル・生活習慣病啓発チラシ等のデータを提供する。教室開催に必要な机・イス等が不足する場合、対応可能な限り貸与する。提供した資料、貸与品等は業務の目的以外では使用してはならない。

## 5 契約に関する事項

(1) 契約の方法

春日井市契約規則の規定に基づき、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係るポピュレーションアプローチ業務委託契約を締結する。契約内容は、当市と協議の上、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約を締結しないことがあるほか、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置を講じることがある。また、当市が被った損害について、損害賠償を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、当市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

委託契約書頭紙（案）、委託契約約款（案）及び仕様書参照

(4) 契約保証金

契約金額の100分の10とする。

(5) 再委託について

委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

## 6 参加資格

プロポーザルに参加する者は、プロポーザル参加申出書の提出日現在において、次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 市内業者又は準市内業者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- (3) 春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置の対象となっていないこと。
- (5) 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

※ ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

- (6) 国税、都道府県税及び市町村税が未納でないこと。

## 7 スケジュール

内容		時期
質問	受付開始	令和8年1月5日(月)
	受付締切	令和8年1月19日(月) 午後5時まで
	回答	令和8年1月21日(水)
参加申出書	受付開始	令和8年1月19日(月)
	受付締切	令和8年2月6日(金) 午後5時まで
	参加資格審査結果通知	令和8年2月10日(火)
提案企画書等	受付開始	令和8年2月10日(火)
	受付締切	令和8年2月20日(金) 午後5時まで
選定委員会開催日(書面審査)		令和8年3月上旬～中旬
審査結果通知		書面審査後、令和8年3月中旬
契約締結(予定)		令和8年4月1日(水)
契約期間(予定)		令和8年4月2日(木)～令和9年3月31日(水)

## 8 募集要領及び仕様書に関する質問の受付

(1) 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年1月19日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

募集要領及び仕様書に関する質問書（様式1）に質問事項を記載の上、電子メールにより提出し、必ず電話にて到着の有無を担当者に確認すること。

(3) 提出先

春日井市健康福祉部健康増進課

E-mail kenko@city.kasugai.lg.jp      電話 0568-85-6314

(4) 回答

令和8年1月21日（水）までに回答を市ホームページ（ページID 1027525）に掲載し回答する。

## 9 参加申請手続及び参加資格審査結果通知

### (1) 受付期間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月6日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 提出書類

提出書類		提出省略の条件
プロポーザル参加申出書（様式2）		—
会社概要書（様式3）		
受託可能地区数及び希望地区順位（様式4）		
会社等の情報証明書類		前年度同事業において提出済又は省略済の事業者については提出省略可
未納の税額がないことの証明書（納税証明書）※	国税（税務署が発行するもの）	前年度同事業において提出済又は省略済の事業者、春日井市の入札参加資格者及び市内医療機関については提出省略可
	都道府県税（県税事務所が発行するもの）	
	市町村税（市が発行するもの）	

※ 発行日から3か月以内のものとし、コピー可とする。

### (3) 提出方法

電子メールにより提出し、必ず電話にて到着の有無を担当者に確認すること。ただし、「会社等の情報証明書類」及び「未納の税額がないことの証明書」をデータ化する手段がない場合においては、持参又は郵送可とする。

### (4) 提出先

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市健康福祉部健康増進課（市役所3階）

E-mail kenko@city.kasugai.lg.jp 電話 0568-85-6314

### (5) 参加資格審査結果通知

参加の決定又は却下について、令和8年2月10日（火）までにプロポーザル参加申出書（様式2）記載のメールアドレス宛てに通知を行う。

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 受付期間

令和8年2月10日（火）から令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 提出書類 ※必ず地区ごとに提出すること

提出書類	様式	
企画提案書	データ形式	PDFデータまたはwordデータ (PDFデータ推奨)
	データサイズ	10MB以下とする。また、A4サイズにて最大30ページまでです。
	記載のポイント	①教室開催見込回数 ②地区に対する強み ③教室を開催する生活拠点施設の想定 ④教室参加者の継続的なセルフケア指導の想定 ⑤事業者の独自性を活かした教室の内容
社名は記載しないこととし、「病院」や「会社」等の表記に留め、特定できないようにすること。		
業務実施体制（様式5）	—	
責任者及び担当者の経歴（様式6）	—	
個人情報保護体制（様式7）	—	
見積書（様式8）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療専門職一人当たりにおける人件費の内訳が分かるよう記載すること。</li> <li>・その他経費の内訳がわかるよう記載すること。</li> <li>・教室開催見込回数分の見積を記載すること。</li> </ul>	

### (3) 提出方法

電子メールにより提出し、必ず電話にて到着の有無を担当者に確認すること。ただし、電子メール1通の容量は10MBまでとし、容量が超過する場合は複数に分割して送付すること。

### (4) 提出先

春日井市健康福祉部健康増進課

E-mail kenko@city.kasugai.lg.jp

電話 0568-85-6314

## 11 審査に関する事項

### (1) 審査方法

本企画提案の審査については、市が設置する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係るポピュレーションアプローチ業務委託業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が書面審査を実施する。

### (2) 契約候補者の選定

選定委員会の委員長、委員及び事務局が審査基準に基づき付した点数を合計したものを評価点数とし、地区ごとに評価点数が高い順に順位を付ける。地区ごとに、最も順位が高い事業者を契約候補者とする。

ただし、評価点数が満点の5割に満たない場合、契約候補者とはせず、また、同一の事業者において、契約候補者となった地区数が様式4により提出された受託可能地区数を超える場合、希望地区順位の低い順から辞退扱いとする。その地区については次の順位の事業者を契約候補者とする。

なお、評価点数が同点の場合は、見積金額の低い事業者を上位とし、見積金額が同額の場合はくじ引きにより上位者を決定する。

### (3) 審査基準・配点

別表「プロポーザル審査基準」に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

### (4) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

ア 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

イ 他の参加者と企画提案の内容又はその意志について相談を行うこと。

ウ 審査終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。

オ その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### (5) 審査結果の通知及び公表

評価結果及び審査結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また市ホームページ（ページID 1027525）に掲載する。

## 12 契約の締結

- (1) 選定委員会にて選定した契約候補者と契約交渉を行うものとする。
- (2) 契約方法は随意契約とする。
- (3) 契約候補者が契約を辞退した又は契約が不調となった場合は、次の順位の事業者を契約交渉の相手方とする。
- (4) このプロポーザルは、予算の成立を前提に行う年度開始前準備行為であるため、当該業務委託の予算成立時において、翌年度4月1日以降に契約を行う。ただし、予算非成立時には、選定結果に関わらず、契約を行わない。

## 13 その他

- (1) 参加者は、複数の地区に対して企画提案ができるものとする。ただし、同一の地区に対して複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出書類の作成等に要した費用は、参加者の負担とする。
- (3) 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- (4) 提出された企画提案書等は、当該案件の審査の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、春日井市情報公開条例（平成12年9月29日条例第40号）に基づき、同条例に規定する不開示情報を除いて、情報公開の対象となる。
- (5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (6) 提出書類は原則として返却しない。
- (7) この企画提案に対する個別のヒアリング及び説明対応は、受け付けないものとする。
- (8) 提出書類の著作権は、参加者に帰属する。ただし、当市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (10) 参加申請後に春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又は春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく排除措置の対象となった者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

別表 プロポーザル審査基準

評価項目	評価基準	配点
<b>1 基本要件 (30 点)</b>		
実施体制	医療専門職の配置体制が整っているか。	10
実績と知見	高齢者の保健事業や介護予防に関する業務実績があり、本業務で必要な知見・専門知識を有しているか。	10
情報管理	個人情報保護のための取組が適切であるか、また、安全に情報の受け渡しができる体制が整備されているか。	5
見積金額	企画内容に対して、見積金額の積算が妥当になされているか。	5
<b>2 企画提案内容 (70 点)</b>		
教室開催回数	教室開催見込回数が多く、より多くの対象に実施できるか。	10
地区に対する強み	社会資源の利用が検討されており、事業者と地区との関係性などを活かした企画となっているか。	15
生活拠点施設の設定	高齢者に対して効果的であり、地区全体をカバーできる生活拠点施設の設定となっているか。	15
セルフケア	高齢者に対して健康意識を向上し、セルフケアを継続できる取組となっているか。	15
独自性・専門性	幅広い知識や専門的ノウハウなどを活用し、事業者の独自性を活かした企画となっているか。	15
合計 (100 点満点)		

※ 業務委託見積価格が 4(4) 事業規模（見積上限額）を超える場合は、原則として審査の対象外とする。